

議案第 112 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市豊科南部地区産地形成促進施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
安曇野市豊科高家 5735 番地 10
豊科南部地区新鮮市組合
代表 松尾 園子
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 113 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科水辺公園マレットゴルフ場

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科高家 3700 番地の 3

豊科マレットゴルフ協会

会長 増田 忠秋

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 114 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科水辺マレットノース 18

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科高家 3700 番地の 3

豊科マレットゴルフ協会

会長 増田 忠秋

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 115 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市権現宮マレットゴルフ場

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高柏原 840 番地 1

穂高マレットゴルフ協会

会長 望月 昭彦

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 116 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高立足マレットゴルフ場

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 7411 番地 18

立足マレットゴルフ同好会

会長 杉浦 茂登

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 117 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷黒沢マレットゴルフ場

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷明盛 1273 番地 3

三郷マレットゴルフ協会

会長 高山 喬樹

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 118 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

御宝田水のふるさと公園

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市明科中川手 1177 番地 1

御宝田マレットゴルフクラブ

会長 松林 篤三

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 119 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

平成 28 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

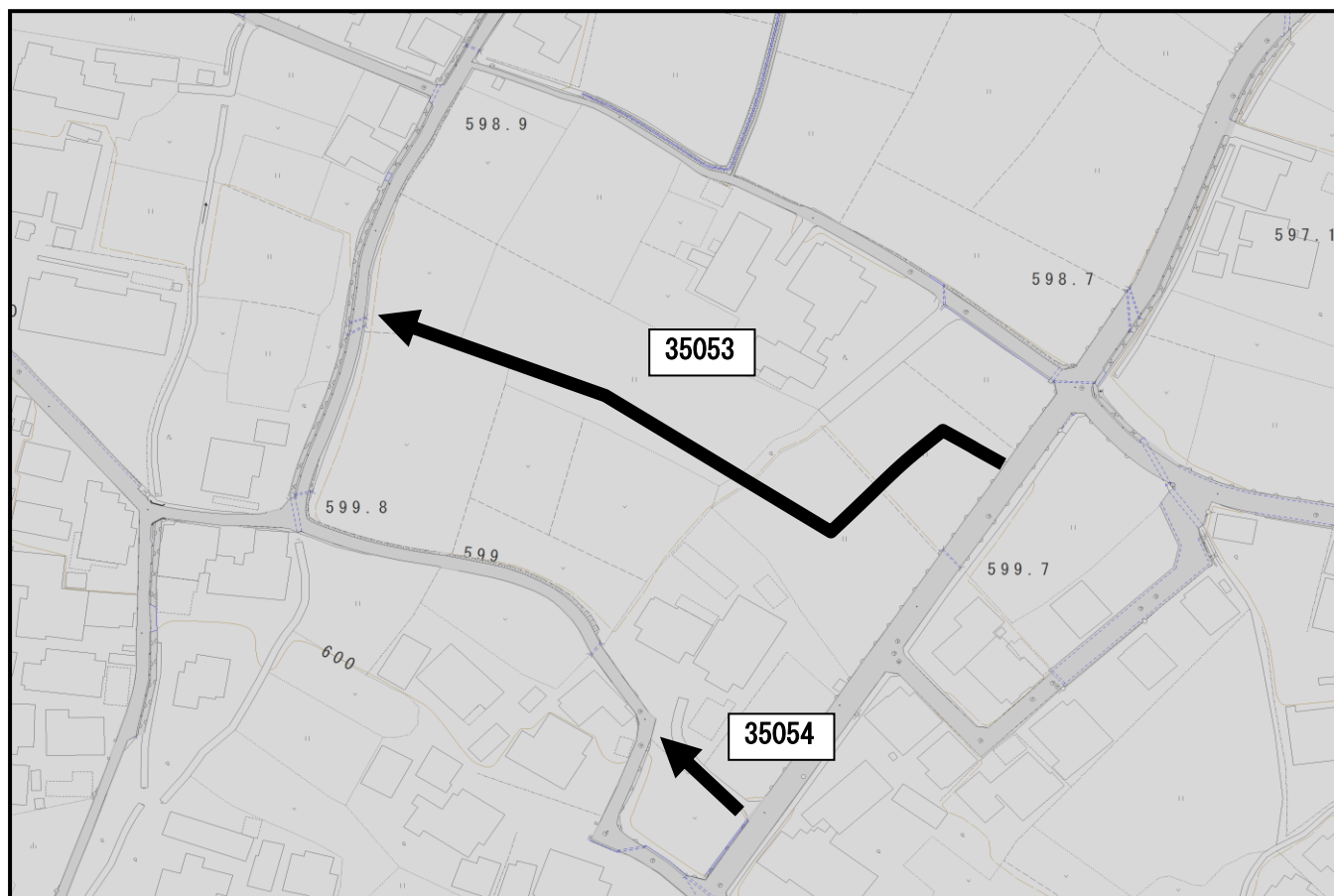
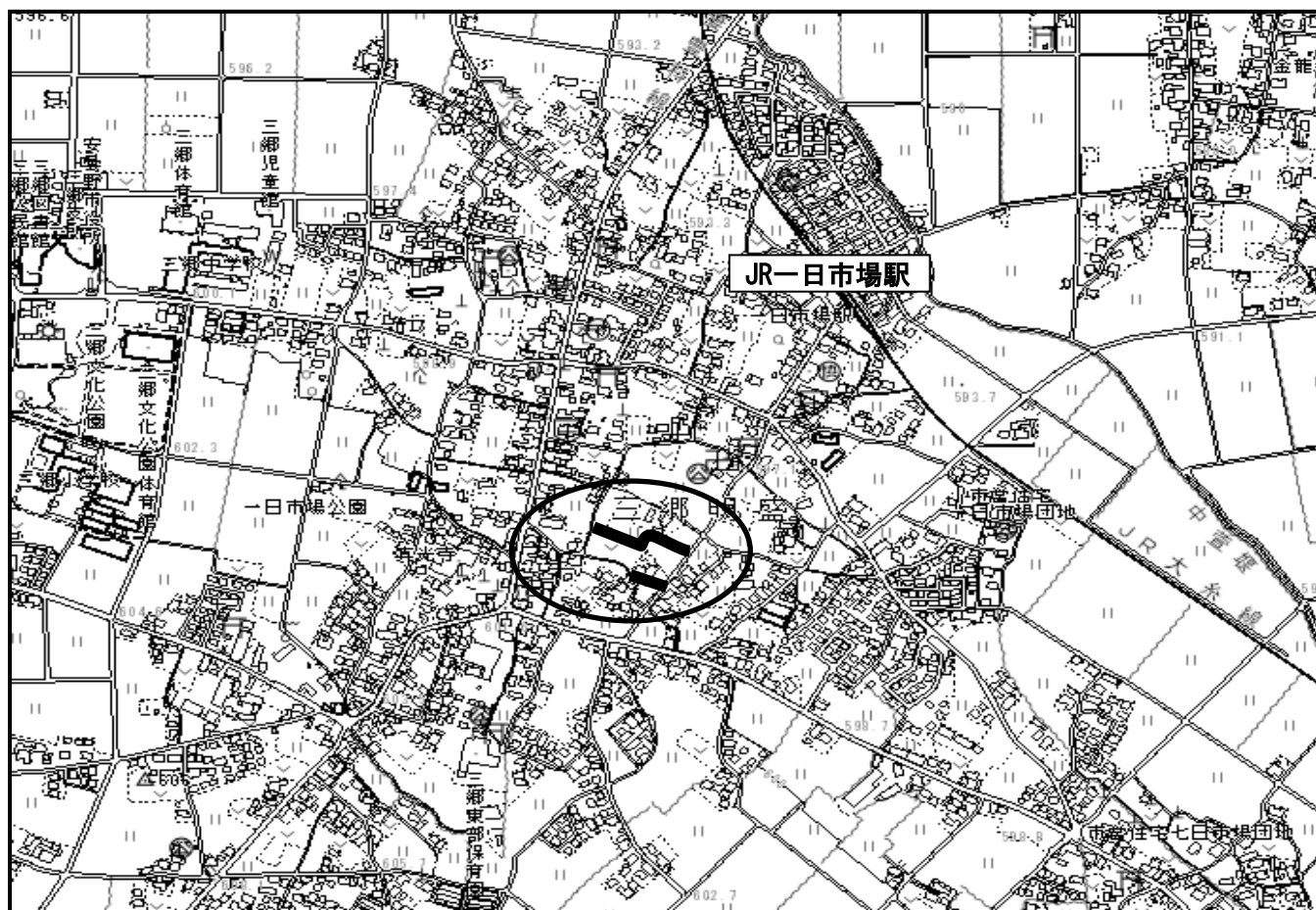
(別紙)

市道認定路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
1	35053	三郷明盛1411-2番地先	L = 148.6		宅地造成に伴う認定
	三郷5053号線	三郷明盛1628-1番地先	W = 6.0～13.5		
2	35054	三郷明盛1417-1番地先	L = 28.8		宅地造成に伴う認定
	三郷5054号線	三郷明盛1416番地先	W = 6.5～14.2		
3	24683	穂高柏原1086-2番地先	L = 61.1		宅地造成に伴う認定
	穂高4683号線	穂高柏原1074-4番地先	W = 6.0～12.7		
4	41753	堀金烏川5638-1番地先	L = 97.3		新規認定
	堀金1753号線	堀金烏川5640番地先	W = 1.5～2.0		

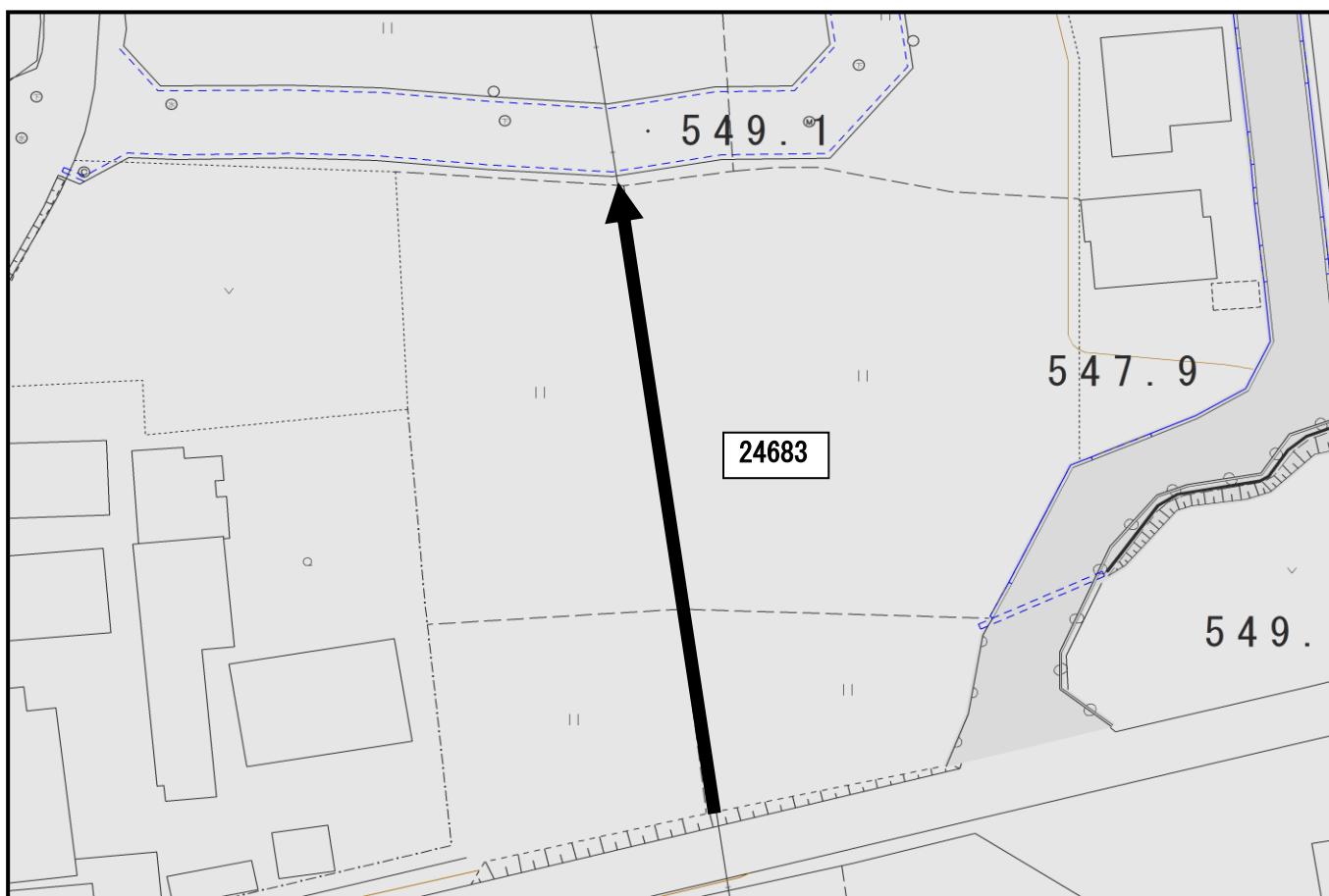
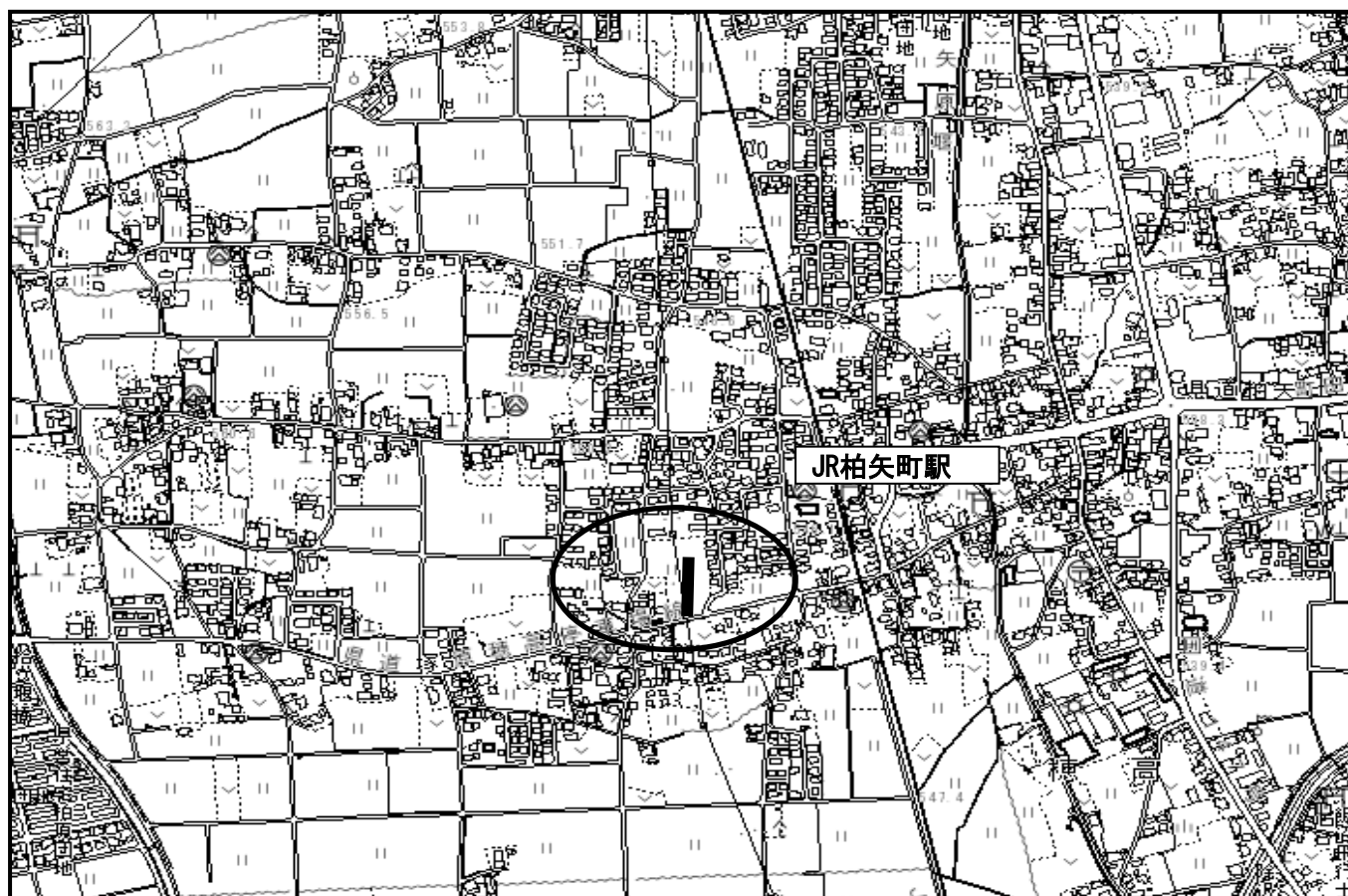
認定路線位置図

整理番号 1～2



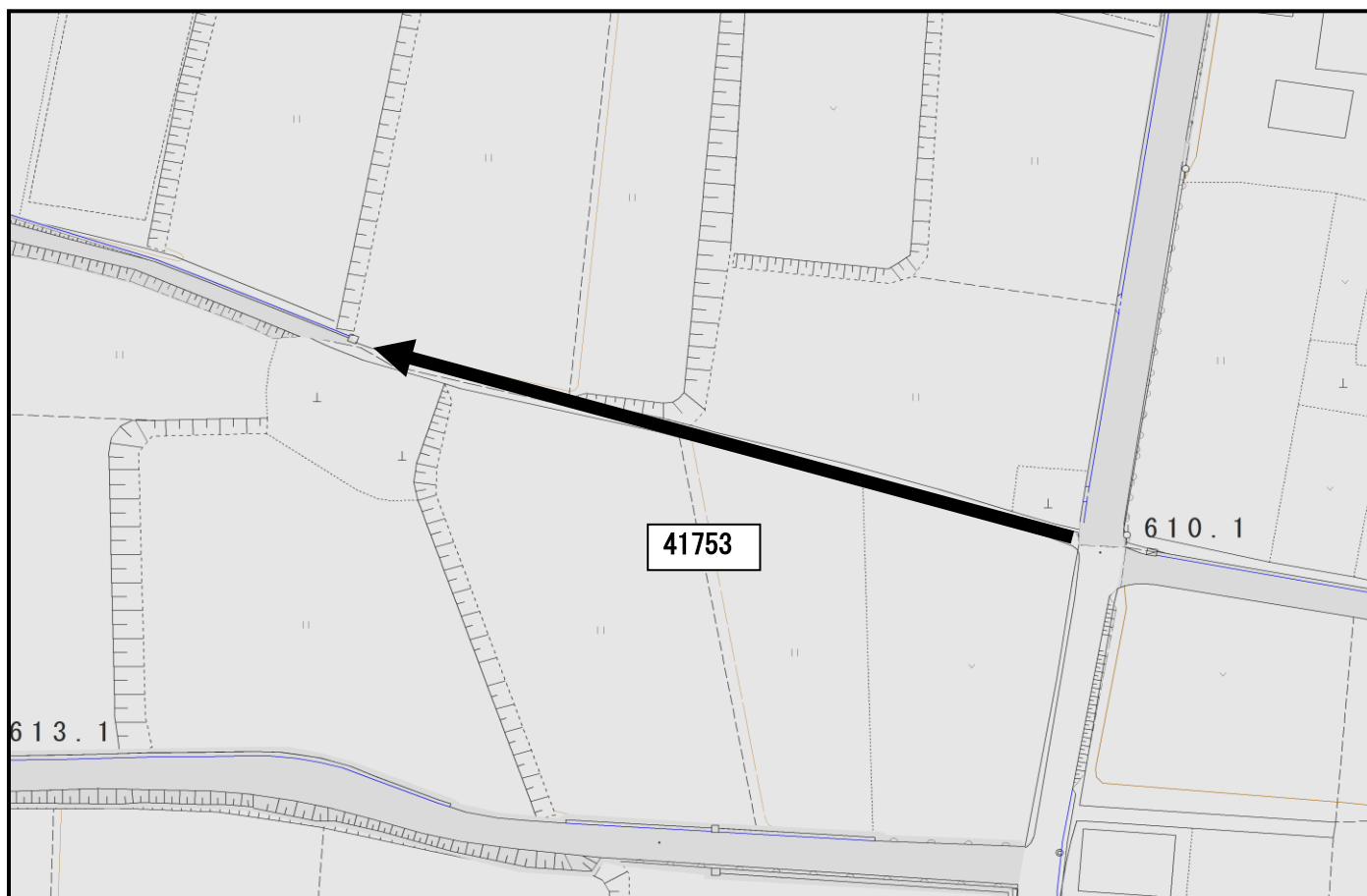
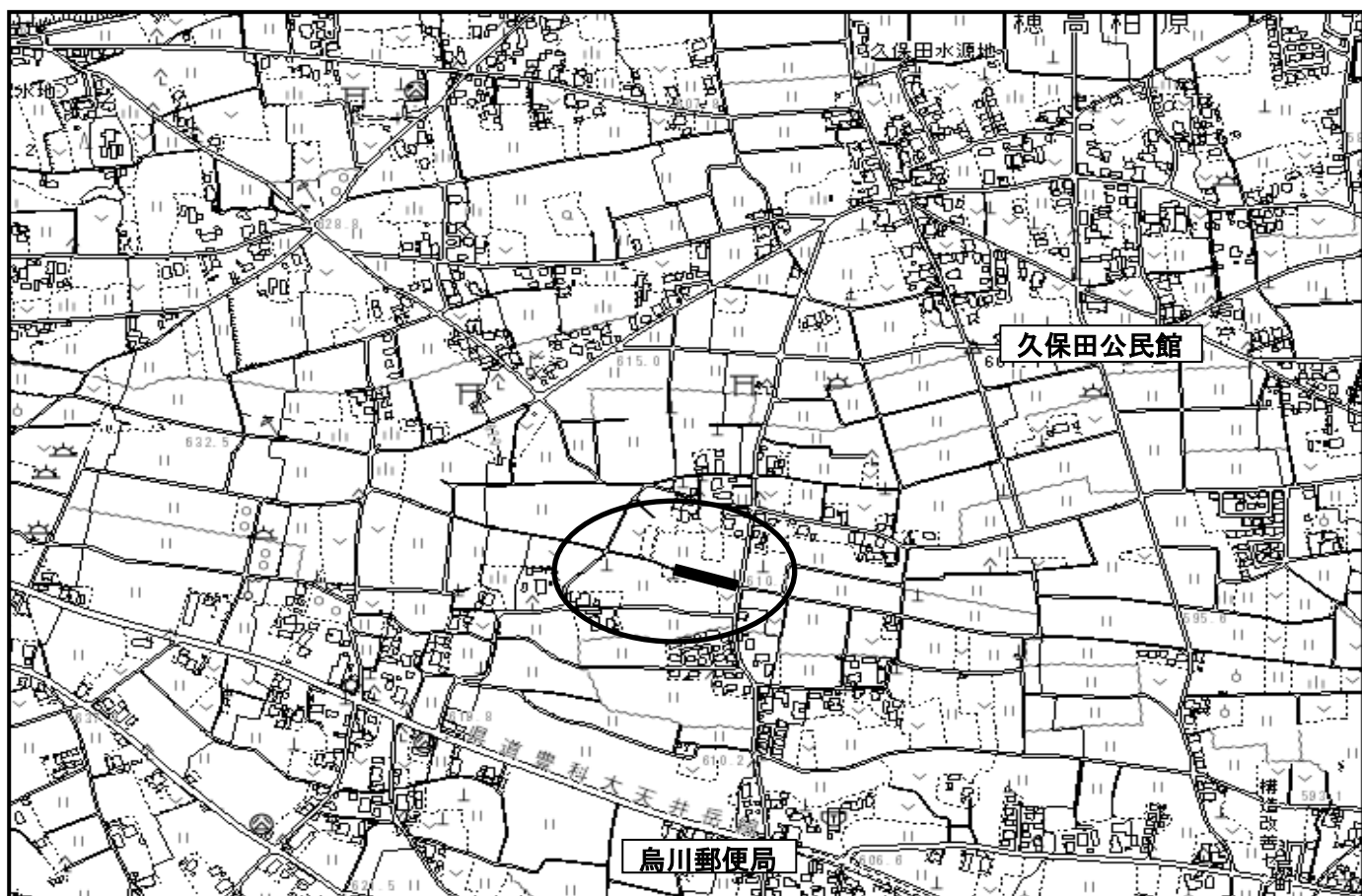
認定路線位置図

整理番号 3



認定路線位置図

整理番号 4



議案第 120 号

安曇野市三郷交流学習センター建設工事建築工事請負契約について

平成 28 年 10 月 25 日一般競争入札に付した安曇野市三郷交流学習センター建設工事建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 安曇野市三郷交流学習センター建設工事建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 711,720,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 松本土建・山共建設特定建設工事共同企業体
安曇野市豊科南穂高 1562 番地
代表 松本土建(株)安曇野支店 支店長 平岡 亮 |

平成 28 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘